

「ひとにやさしいまちづくり推進指針」見直し素案の概要

1 見直しの趣旨

本県では、「すべての県民が安心して生活し、かつ、等しく社会参加することができる豊かで住みよい地域社会の形成」を目指し、「ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、条例に基づきひとにやさしいまちづくりに関する施策の基本的な方向その他必要な事項に関する推進指針として「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を策定（平成 21 年 3 月見直し）し、各種施策を推進してきました。

〔現行「ひとにやさしいまちづくり推進指針」の主な内容〕

- ユニバーサルデザインとは
（「ユニバーサルデザイン」に関し、目的、趣旨、内容、進め方等について説明）
- ひとにやさしいまちづくりを取り巻く状況
（少子化の動向、高齢社会の進展、障がい者の現状、これまでの推進活動の現状等）
- 推進上の主な課題
（一般的な課題、ひとづくりの課題、まちづくりの課題等）
- 推進の基本的視点
（多様な利用者の参画促進及び対話プロセスの重視、取組の発展的推進、さりげないデザインへの配慮、柔軟な取組）
- 具体的な推進方向
（ひとづくり、まちづくり、ものづくり、情報・サービス、社会参加）
- 主要な指標
- 推進主体の役割
（県民、事業者、民間団体、行政）
- 推進指針の見直しの時期
（平成 26 年度に見直すこと）

平成 21 年 3 月の推進指針の見直し後、この指針に基づいて施策を推進してきましたが、平成 23 年 3 月には東日本大震災津波が発生し、被災地の復旧・復興が喫緊の課題となり、また人口減少や少子高齢化の進展、さらには平成 28 年に開催が予定されている国体・全国障害者スポーツ大会への対応など、ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況に変化が見られました。

このような状況の変化に的確に対応していくために、今回、「ひとにやさしいまちづくり推進指針」を見直すこととしました。なお、前回の見直しは条例の全部改正（平成 19 年）を受け、改正条例の趣旨を踏まえた大幅な見直しが行われましたが、今回の見直しは主に上記のような諸状況の変化への対応を中心とした見直しとなっています。

2 見直しの視点及び新たな推進方向等

今回は下記 3 つの視点により見直しを行い、新たな推進方向等を示しています。

（1）東日本大震災津波の経験、対応を踏まえた見直し

⇒（新たな推進方向）

- 東日本大震災津波からの復興まちづくりにおけるユニバーサルデザインの導入の促進
- 防災ボランティアの育成や活動団体のネットワークづくりの推進
- 災害時の福祉避難所の指定や避難施設のユニバーサルデザイン化の促進
- 避難行動要支援者名簿の作成の促進や障がい者の災害対応マニュアルの普及の推進

(2) 国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした見直し

⇒ (新たな推進方向)

○国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした、

- ・点訳、朗読、手話、要約筆記などの障がい者を支援するボランティア活動の促進や人材育成の推進
- ・競技会場や宿泊施設、観光施設のユニバーサルデザイン化の促進
- ・様々な活動への高齢者や障がい者などの当事者参加の促進や、受け入れる側の意識の向上

(3) その他、状況の変化等による見直し

⇒ (新たな推進方向)

○高齢者や障がい者に関わることへの理解やイメージアップを図る取組や、ひとにやさしいまちづくりに対する意識の向上・醸成を図る取組

○高齢者や障がい者の観光客の受入れ体制整備などユニバーサルデザイン観光に係る検討

○平泉の世界遺産登録などにより見込まれる外国人観光客の増加への対応

⇒ (推進主体)

○「県民」に高齢者や障がい者の当事者の役割を追加、「民間団体等」に自治会・自治組織を追加

⇒ (見直しの時期)

○東日本大震災津波からの復興状況等を勘案し平成 31 年度を目途に見直しを行う

3 見直しの主な内容

(1) 全体構成

現 行	見直し（案）
1 ユニバーサルデザインとは	1 ユニバーサルデザインとは【一部見直し】
2 推進指針策定の趣旨	2 推進指針策定の趣旨【修正なし】
3 今回の推進指針の見直しについて (1) ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況 ① 少子化の動向 ② 高齢社会の進展 ③ 障がい者の現状 ④ 国際化の進展 ⑤ これまでの推進活動の状況等	3 推進指針の見直しに係る諸状況・背景【一部見直し】 (1) ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況 ① <u>人口減少と少子・高齢化の進展</u> ② 障がい者の現状 ③ 国際化の進展 ④ <u>東日本大震災津波の発生</u> ⑤ <u>国体・全国障害者スポーツ大会の開催</u> ⑥ <u>ひとにやさしいまちづくりに関する県民の意識</u> ⑦ これまでの推進活動の状況等
(2) 見直しを行う主な背景	(2) 見直しを行う主な背景
4 推進上の主な課題 (1) 一般的な課題 (2) ひとづくりの課題 (3) まちづくりの課題 (4) ものづくりの課題 (5) 情報・サービスの課題 (6) 社会参加の課題	4 推進上の主な課題【一部見直し】 (1) 一般的な課題 (2) ひとづくりの課題 (3) まちづくりの課題 (4) ものづくりの課題 (5) 情報・サービスの課題 (6) 社会参加の課題
5 推進の基本的視点 (1) 多様な利用者の参画促進及び対話のプロセスの重視 (2) 取組みの発展的推進（終わりになき取組み） (3) さりげないデザインへの配慮 (4) 柔軟な取組み	5 推進の基本的視点【修正なし】 (1) 多様な利用者の参画促進及び対話のプロセスの重視 (2) 取組みの発展的推進（終わりになき取組み） (3) さりげないデザインへの配慮 (4) 柔軟な取組み
6 具体的な推進方向 (1) ひとづくり (2) まちづくり (3) ものづくり (4) 情報・サービス (5) 社会参加	6 具体的な推進方向【一部見直し】 (1) ひとづくり (2) まちづくり (3) ものづくり (4) 情報・サービス (5) 社会参加 (6) <u>具体的な推進方向の進捗管理</u>
7 主要な指標 (1) ひとにやさしいまちづくりの県民認知割合 (2) 民間の公共的施設のひとにやさしいまちづくり条例に基づく整備基準全適合率 (3) 公営住宅における高齢化仕様率 (4) ものづくりにかかる優良事例の表彰件数 (5) 手話通訳者等登録数（手話通訳者、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、音訳奉仕員） (6) 障がい者法定雇用率達成企業の割合	【見直し】 ※指標の推移と施策の実施状況を併せて把握すること。
8 推進主体の役割 (1) 県民 (2) 事業者 (3) 民間団体 (4) 行政	7 推進主体の役割【一部見直し】 (1) 県民 (2) 事業者 (3) 民間団体等 (4) 行政
9 推進指針の見直しの時期 (見直しの時期は平成26年度とすること。)	8 推進指針の見直しの時期【一部見直し】 (見直しは平成31年度を目途に行うこと。)

(2) 指針の主な内容（修正点）

1 ユニバーサルデザインとは（一部見直し）

☆ 県民の理解を促進する趣旨から、推進指針の冒頭において、ひとにやさしいまちづくりの基本となる考え方である「ユニバーサルデザイン」に関し、目的、趣旨、内容、進め方等について、分かりやすく説明するもの。今回の見直しにおいては、「ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）」の考え方に係る説明を追加したもの。

2 推進指針策定の趣旨（修正なし）

☆ 推進指針の位置付けを明記するもの。

- ① 県がひとにやさしいまちづくり施策を総合的に推進するための「行動指針」であること
- ② 県民、事業者、民間団体、市町村が、県と共通の認識の下、連携、協働しながらひとにやさしいまちづくりに取り組むための「ガイドライン」であること

3 推進指針の見直しに係る諸状況・背景（一部見直し）

☆ ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況として、

人口減少と少子・高齢化の進展、障がい者の状況、国際化の進展を示すとともに、今回、東日本大震災津波の発生、国体・全国障害者スポーツ大会の開催、県民の意識について追加したもの。

また、これまでの推進活動の状況を示すもの。

☆ 見直しを行う主な背景として、

公共的施設の整備基準適合促進、ユニバーサルデザインの考え方の県民への浸透の促進、法律や諸計画との整合確保、様々な行政分野へのユニバーサルデザインの考え方の積極的導入、多様な人々の意見把握・反映の仕組みづくり、予測を上回って進行する高齢化への対応の必要性について示すとともに、今回、東日本大震災津波の被災地における地域課題などへの対応や、国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした取組推進について追加したもの。

4 推進上の主な課題（一部見直し）

☆ 一般的な課題として、

人口減少・少子高齢化の進展、障がい者の状況、国際化の進展への対応の必要性について示すもの。

☆ ひとづくりの課題として、

あらゆる機会・方法による意識啓発の計画的実施、県民が生涯を通じて自ら学ぶ機会の充実、率先して取り組む人材・組織の育成の必要性について示すとともに、今回、東日本大震災津波の経験を踏まえた防災ボランティアのネットワークづくりや、国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした障がい者支援などのボランティア活動の必要性について追加したもの。

☆ まちづくりの課題として、

多様な人々のニーズに対応していくために、できるだけ多様な人々の意見を把握し、反映させていくための仕組みづくりや、安全で円滑な移動の確保の重要性を踏まえ、交通機関、道路等の整備促進の必要性を示すとともに、今回、東日本大震災津波の被災地の復興まちづくりにおけるユニバーサルデザインの考え方を取り入れることや、大震災の経験を踏まえ、災害発生時の高齢者、障がい者等の良好な避難環境を確保するため、災害時の避難施設のユニバーサルデザイン化や避難環境の改善、また、国体・全国障害者スポーツ大会の開催に備えるためのハード・ソフトの対応の必要性を追加したもの。

☆ ものづくりの課題として、

ひとにやさしいまちづくりが、生活のあらゆる場面で連続することの重要性を踏まえ、日常生活に関わる様々な「ものづくり」についても、利用者ニーズを踏まえたユニバーサルデザイン化の促進が必要であることを明確に示すこと。

☆ 情報・サービスの課題として、

できるだけ複数の方法により、また、複数の知覚に訴える情報提供の促進やの必要性について示すとともに、今回、災害発生時等の緊急時の高齢者、障がい者等の方々に対する情報提供方法の確立や的確な避難支援の必要性を追加したもの。

☆ 社会参加の課題として、

各種のイベント、集会等への円滑な参加の確保が、社会参加促進を図る上で重要であることを踏まえ、多様な方々が参加しやすいイベント等の開催、運営の促進の必要性を示すとともに、今回、国体・全国障害者スポーツ大会を契機として高齢者や障がい者の社会参加への理解を進める必要性を追加したもの。

5 推進の基本的視点（修正なし）

ユニバーサルデザインの考え方の浸透が進んでいることを踏まえ、ひとにやさしいまちづくりの基本的視点として、ユニバーサルデザインの考え方を、より具体的に示す形で示すもの。

- ① 多様な利用者の参画促進
- ② 取組みの発展的推進
- ③ さりげないデザインへの配慮
- ④ 柔軟な取組み

6 具体的な推進方向（一部見直し）

今後の具体的な推進方向を次のとおりとし、本県のひとにやさしいまちづくりに取り組んでいくもの。

☆ ひとづくりについて、

意識啓発の促進、学ぶ機会の充実、人材・組織の育成の3つの観点から進めることとし、

- ① 意識啓発の促進については、ユニバーサルデザインの考え方の普及や、高齢者や障がい者に対する配慮などの自発的な行動を促進する広報や講演会等の普及活動等のほか、高齢者や障がい者に関わることへの理解やイメージアップを促進するための取組について新たに盛り込むもの。
- ② 学ぶ機会の充実については、福祉教育の推進や、学校教育における総合的な学習の時間への導入の促進のほか、生涯を通じて県民が自ら学習する機会や情報の提供について新たに盛り込むもの。
- ③ 人材・組織の育成については、地域や商店街・宿泊施設等で率先して取り組む人材育成のための講座等の開設やNPO法人等の民間団体の活動基盤強化に向けた支援等のほか、防災ボランティアの育成・活動団体のネットワークづくりや、国体・全国障害者スポーツ大会を契機としたボランティア活動の促進等について新たに盛り込むもの。

☆ まちづくりについて、

まちづくり全体、施設・建築物、交通機関等、道路、住宅、憩いの空間、商店街等の分野ごとに推進方向を整理し、ひとにやさしいまちづくり条例に基づく公共的施設整備の促進、県の施設の新設にかかる意見聴取・反映の仕組みのモデル実施、優良事例の収集・紹介、災害時の避難施設のユニバーサルデザイン化の促進等のほか、東日本大震災津波からの復興まちづくりにおけるユニバーサルデザインの導入や、国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした観光施設や宿泊施設のユニバーサルデザイン化の促進、ユニバーサルデザイン観光推進の検討、平泉の世界遺産登録等により見込まれる外国人観光客の増加への対応等について新たに盛り込むもの。

- ☆ ものづくりについて、
ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたものづくりの促進に向けた事業者への各種情報提供、事業者・研究機関・利用者・行政等による連携・情報共有の促進、優良事例の表彰、県民意識高揚に向けたアイデア募集の実施等を推進する。
- ☆ 情報・サービスについて、
多様な広報媒体による情報提供の促進、点訳・朗読・手話・要約筆記等の人材養成による視覚障がい者・聴覚障がい者への情報提供の充実等のほか、避難行動要支援者名簿の作成促進や障がい者の災害対応マニュアルの普及等について新たに盛り込むもの。
- ☆ 社会参加について、
誰もが働きやすい就業環境の整備、子育てと就業の両立促進に向けた子育て支援、誰もが気軽に相談できる体制の構築、補助犬の給付拡充等のほか、国体・全国障害者スポーツ大会の開催を契機とした高齢者や障がい者の様々な活動への参加の促進や受け入れる側の意識の向上について新たに盛り込むもの。
- ☆ 具体的な推進方向の進捗については、主要な指標の推移とともに関係する施策の実施状況を把握し、ひとにやさしいまちづくり推進協議会に報告・協議のうえ、施策の改善・見直しを継続的に行うこと。

7 推進主体の役割（一部見直し）

県民、事業者、民間団体等、行政（県・市町村）の各主体の役割を明確にするもの。

- ① 県民に期待される役割については、
一人ひとりの自覚に基づく積極的な取組み、行政施策への協力、積極的な自己啓発及びボランティア活動への積極参加による活動の輪の拡大のほか、高齢者や障がい者などの当事者の方にも可能な範囲で積極的に活動に参加することについて新たに盛り込むもの。
- ② 事業者期待される役割については、
多様な利用者のニーズを踏まえた施設整備、製品開発、サービス提供、事業所内での普及啓発・人材育成、事業活動の企画立案段階からの多様な利用者の意見聴取の仕組みづくり、利用者・他の事業者、研究機関、行政機関等との連携等について明記する。
- ③ 民間団体等に期待される役割については、
従来のNPO法人等に加え、自治会・自治組織を推進主体に追加し、ひとにやさしいまちづくりの考え方の普及、推進活動のネットワーク化の促進、多様な利用者のニーズの集約及び行政・事業者への改善提案に取り組むことについて明記する。
- ④ 行政の役割については、
 - ・ 県が担う役割として、総合的かつ計画的な施策実施及び先導的な取組みの実施、推進体制の整備、ひとにやさしいまちづくりの取組みの毎年度の把握・検証、情報収集・発信による各主体の取組みの支援に取り組むことについて明記する。
 - ・ 市町村に期待される役割として、県の施策との連携し担当部署を明確にし、それぞれの立場において施策の実施や、民間団体との連携・協働を行うことについて明記する。

8 推進指針の見直しの時期（一部見直し）

推進指針は、国体・全国障害者スポーツ大会の終了や東日本大震災津波からの復興の状況等を勘案し、平成31年度を目途に見直しを行うほか、社会情勢の変化や、ひとにやさしいまちづくりを取り巻く諸状況の動向に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しを行うもの。